

矢板市条例第20号

矢板市森づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、森づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに森林所有者、市民、森林組合及び林業及び木材産業等事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな森林の保全及び創造並びに次世代への継承に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 市内に存する森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 多面的機能 木材その他の林産物の生産及び供給、土砂流出及び山地崩壊の防止、洪水軽減等の水源の^{かん}涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (4) 人工林 植栽、種まき又は挿し木により成立した森林（伐採跡地を含む。）をいう。
- (5) 天然林 人工林以外の森林をいう。
- (6) 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、

若しくは育成することができる者をいう。

- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 森林組合 市内に所在する森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合をいう。
- (9) 林業及び木材産業等事業者 市内において森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者（森林組合を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森づくりは、市、森林所有者、市民その他森林に関わる全ての者が連携して、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 森林の有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた森林の適正な管理を実施することにより、多面的機能が高度に発揮される森づくりを推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。
- (3) 豊かな森林資源とその循環利用が地域の活性化に寄与することから、まちづくりと一体となった森づくりを推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、国、県及び他の地方公共団体その他公共的団体等（以下「関係機関等」という。）との連携及び協力を図るものとする。

する。

(森林所有者の役割)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識するとともに、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるものとする。

2 森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めるものとする。

3 森林所有者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が市民共有の財産であることを認識するとともに、森づくりに関する取組に協力し、又は参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通して森づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 森林組合は、当該組合員の森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、計画的な森づくりを推進するよう努めるものとする。

3 森林組合は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業及び木材産業等事業者の役割)

第8条 林業及び木材産業等事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

2 林業及び木材産業等事業者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林の把握)

第9条 市は、関係機関等、森林所有者、森林組合、林業及び木材産業等事業者等と連携し、森林の現況の把握及び境界の明確化、台帳の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

(森林の適正な整備及び保全)

第10条 市は、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を図るため、造林、保育その他の必要な措置を講ずるものとする。

(木材の利用の拡大)

第11条 市は、木材の利用の拡大を図るため、住宅等への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制の整備のための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、木材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行うものとする。

(まちづくりと一体となった森づくり)

第12条 市は、森林資源を生かしたまちづくりを推進するため、森づくりに関わる就業機会の確保、定住に対する支援、都市又は地域との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協働による森づくり)

第13条 市は、市民との協働による森づくりを推進するため、人工林、天然林を

問わず、森づくりに関する活動への支援、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民による森づくりに関する活動を行う団体が自発的に行う森づくりが促進されるよう、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。

(森づくりの担い手の育成)

第14条 市は、関係機関等と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。

(森林環境教育及び木育の推進)

第15条 市は、市民が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育及び木育を推進するものとする。

(森づくりの普及啓発)

第16条 市は、市民に対して、森づくりに関する意識を醸成するため、森づくりに関する普及啓発を行うものとする。

(森づくりビジョン)

第17条 市長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本構想（以下「森づくりビジョン」という。）を策定するものとする。

2 森づくりビジョンには、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 森づくりに関する目標及び基本方針

(2) 森づくりに関する施策の基本となる事項

(3) 森づくりを推進するための体制の整備に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、必要があると認めるときは、森づくりビジョンを変更することができる。

4 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更にあたっては、森林所有者、市民、森林組合、林業及び木材産業等事業者等の意見を聴くものとする。

5 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更をしたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(森づくりアクションプラン)

第18条 市長は、森づくりビジョンを実現するための行動計画（以下「森づくりアクションプラン」という。）を策定し、必要な具体的施策を定めるものとする。

2 市長は、森づくりに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、森づくりアクションプランを変更するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、森づくりアクションプランの策定及び変更について準用する。

(財政上の措置)

第19条 市は、森づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森づくり協議会)

第20条 森づくりを推進するため、矢板市森づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 森づくりビジョン及び森づくりアクションプランの策定及び変更に関する事項

(2) 森づくりに関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、森づくりの推進に関し必要な事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 森林所有者
- (3) 市民
- (4) 森林組合
- (5) 林業及び木材産業等事業者
- (6) 関係機関等の職員

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。